

## ＝ 広島医学投稿規定 ＝ （令和4年5月一部改定）

### 1. 投稿資格

投稿者は共著者を含めて、原則として広島医学会会員とする。

ただし、会員でない者が投稿する場合には、会員2名以上の推薦を必要とし、あらかじめ編集委員会の承認を得るものとする。

初期臨床研修医が筆頭著者として投稿する場合には、投稿時に卒後2年以内のものを初期臨床研修医とする。

### 2. 投稿内容

広島医学会会員の生涯教育に資する内容であること。

未発表の原稿に限る。

人を対象とした臨床研究については、ヘルシンキ宣言、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」等へのとおり、所属施設の倫理委員会またはそれに準ずる機関の倫理委員会の承認を得たことおよび承認番号を本文中に記載し、個人情報保護を考慮に入れたものでなければならない。ただし、10例未満の症例報告については原則倫理委員会の承認を必要としない。したがって原稿の記載に当たっては以下のような基準を参考に、個人が特定できない記載を心がけること。なお、症例や事例により十分な匿名化が困難と判断される場合は、本人の同意を得、かつ得たことを本文中に記載する。

- ① 患者の氏名、イニシャル、雅号は記載しない。
- ② 患者の人種、国籍、出身地、現住所、職業歴、既往歴、家族歴、宗教歴、生活習慣・嗜好等は、報告対象疾患との関連が薄い場合は記載しない。
- ③ 日付けは記載せず、第1病日、3年後、10日前といった記載法とする。
- ④ 診療科名は省略するか大まかな記載法（たとえば第一内科の代わりに内科）とする。
- ⑤ すでに診断・治療を受けている場合、医療機関名やその所在地は記載しない。
- ⑥ 顔面写真を提示する場合には目を隠す。眼疾患の場合は眼部のみの拡大写真とする。
- ⑦ 個人を特定できる生検・剖検・画像情報の中に含まれている番号などは削除する。

### 3. 原稿の採否

投稿論文の採否ならびに掲載号及び原稿の種類は編集委員会で決定する。審査は査読制を採用し、加筆・訂正などを求めることがある。

### 4. 原稿の種類

投稿原稿には図説・綜説・講演・原著・症例報告・補習講座・シンポジウム・地域医療・医人伝・学会だより・編集者への手紙、その他がある。投稿者は希望する原稿の種類を選択する。

### 5. 原稿の確認

原稿の体裁・内容を確認した後、論文指導者（Senior Author）は投稿論文表紙にサインする。論文作成者が Senior Author の場合は自署する。E-mail での投稿については、論文指導者を明記し、論文指導者のメールアドレスを記入する。著者は原則10名以内とする。ただし原著に関しては、論文への貢献度からこの限りではない。

### 6. 原稿の長さ

原則として刷り上り10ページ以内とする。ただし、編集委員会で認められた場合はこの限りではない。「学会だより」については1演題200字以内とする。

「編集者への手紙」については所属・氏名を明記の上、800字以内とする。

### 7. 原稿の構成

全ての原稿の表紙は次のように記載する。

【原著、症例報告、地域医療等（図説を除く）】

表紙に、原稿の種類、タイトル、氏名・所属（住所・TEL・FAX・E-mail）を明記する。筆頭著者が初期臨床研修医の場合は「初期臨床研修医」と明記する。連絡先は Corresponding Author とする。あわせて、筆頭著者と異なる場合は、その氏名・所属（住所・TEL・FAX・E-mail）も明記する。掲載誌の別冊についてもこれを連絡先とする。

さらに英文でのタイトル、氏名、所属を併記する。キーワードを5語以内（日本語と英語を併記）で選択する。タイトルは原則40字以内とし、簡潔で内容を適切に示すものとする。タイトルに略語を用いてはならない。最後に Senior Author のサインを加える。

原著ならびに症例報告の構成は下記のとおりとする。

【原著】抄録 I. 緒言, II. 対象と方法, III. 結果, IV. 考察, 文献とする。

【症例報告】抄録 I. 緒言, II. 症例, III. 考察, 文献とする。

なお、抄録・緒言については下記の点について留意すること

1. 抄録：200～400字とし、結果と考察をふまえて、研究で判明したこと、症例の報告で読者に訴えた点を、簡潔に、かつ明確に表す。

2. 緒言：研究の目的あるいは症例を報告する意図を、簡潔に、かつ明確に表す。

【図説】表紙に、原稿の種類、タイトル、氏名・所属（住所・TEL・FAX・E-mail）を明記する。筆頭著者が初期臨床研修医の場合は「初期臨床研修医」と明記する。連絡先は Corresponding Author とする。あわせて、筆頭著者と異なる場合は、その氏名・所属（住所・TEL・FAX・E-mail）も明記する。掲載誌の別冊についてもこれを連絡先とする。タイトルは原則40字以内とし、簡潔で内容を適切に示すものとする。タイトルに略語を用いてはならない。最後に Senior Author のサインを加える。

刷り上りを2ページとする。画像とその所見を中心とした説明を明記する。

## 8. 原稿の書き方

- ① Word, A 4 版, 横書き, MS P 明朝, フォントサイズ 12 ポイント, ダブルスペースとする。
- ② 無用な外国語はできるだけ避ける。日本語化した外国語はカタカナ表記とする。
- ③ 数字は半角のアラビア数字を用いる。ただし成語はそのままとする。  
度量衡は CGS 単位により, cm, mm,  $\mu\text{m}$ , kg, g, ml,  $\text{cm}^2$ ,  $\mu\text{l}$ ,  $^{\circ}\text{C}$  のように記す。数字と単位との間には半角のスペースを入れる。ただし%と $^{\circ}\text{C}$ は除く。
- ④ 商品名, 薬剤名は必ず一般名(商品名)を記載する。
- ⑤ 略語は最初に用いるときは必ず略さずに書く。たとえば間質性肺疾患 (interstitial lung disease: ILD) とする。
- ⑥ 図・表・写真はそのまま製版できる鮮明なものとする。(大きさに指定のある場合はその旨明記する)
- ⑦ 図・表・写真はそれぞれ 1 枚ずつ別紙にまとめ, 本文の欄外に挿入箇所を指示する。写真は図として取り扱い, 表 1, 図 2 などと記載する。
- ⑧ 文献は原則として 20 以内とし, 引用順に番号をつけ, 本文中に <sup>1), 2)</sup> として引用箇所を明示する。文献は末尾に一括する。

【雑誌】 共著者名 3 名以内 (4 名以上は著者名の後ろに, 和文誌は「他.」, 英文誌は「*et al.*」をつけることとする)。タイトル. 誌名 巻: 開始ページと終了ページ, 年 (西暦). の順に記載する。

例 1 広島太郎, 広島花子, 医学太郎, 他. 進行肺癌に対する外来化学療法に関する検討. 広島医学 57: 734-739, 2004.

例 2 Soetikno R, Chiu HM, Asokkumar R, *et al.* Use of the ACES algorithm for the recognition and management of malignant polyps. *Gastrointest Endosc* 93: 1194-1198, 2021.

注) 雑誌名は, 医学中央雑誌, Pub-Med に掲載されている名称を使用する。

【単行本】 著者: 題名. 監修および編者. 書名. 版数, 巻数, 発行所, 発行地, 年 (西暦): 開始ページと終了ページ. の順に記載する。

例 1 医学花子: 最新臨床医学. 広島太郎監修, 広島次郎編. 呼吸器疾患を探る - 腫瘍編. 第 1 版, 2 巻, 広島書店, 広島, 2003: 167-172.

例 2 Igaku H: *Infant influenza*. Singh R ed. *Pediatric Infectious Disease*. 1st ed, Vol 2, Saunders, Osaka, 1997: 669-675.

【HP】 発行所: 題名. 年月日, HP アドレスの順に記載する。

例 医学放射線物理連絡協議会: 「国立弘前病院の放射線過剰照射事故に関する緊急勧告」. 平成 15 年 11 月, <http://www.jsmp.org/>

## 9. 原稿の送り方

原稿は, ①直接持参, ②簡易書留による郵送, あるいは③ E-mail にて下記宛に送付する。①あるいは②の場合は封筒の表に「投稿原稿在中」と明記し, 原稿と同一内容を入力した電子メディア (USB, CD-RW など) を添える。

原稿送付先: 〒732-0057

広島市東区二葉の里 3-2-3

広島県医師会内 「広島医学編集部」

E-mail [igaku@hiroshima.med.or.jp](mailto:igaku@hiroshima.med.or.jp)

## 10. 著者校正

1 回とする。その際, 脱字, 誤植以外の訂正, 変更, 削除, 挿入は差し控える。

## 11. 別 冊

30 部までは無料とする。それを超える費用は著者負担とする。

## 12. 著 作 権

本誌に掲載される著作物の複製権, 二次物著作権利用権, 譲渡権は広島医学会に属する。著作者自身のこれらの権利の行使を制限するものではないが, 転用・引用する場合は事前に広島医学編集部に連絡すること。

【引用・転載の許諾】

他の著作物からの引用・転載については, 著作権保護のため元出版社および原作者の許諾が必要であるので, 予め許諾を得ておくこと。

また, 引用・転載に際して, 転載料が発生した場合は, 著者が負担するものとする。

## 13. 掲 載 料

【綜説・原著・地域医療】

刷り上り 5 ページまでを無料とし, 6 ページからは実費とする。その他の経費 (表組み代・図版代等) についてはすべて広島医学会の負担とする。

【症例報告】

刷り上り 4 ページまでを無料とし, 5 ページからは実費とする。その他の経費 (表組み代・図版代等) についてはすべて広島医学会の負担とする。

【依頼原稿以外のその他の原稿】

その他 (活動報告) の原稿の掲載料は, 全ページ自己負担 (単価 15,000 円 × ページ数 + 税) とする。上記以外の無料の刷り上りページ数については編集委員会で決定する。

依頼原稿は全て無料とする。

会員でない者が論文筆頭者の場合は全額著者負担とする。

特別掲載 (早期掲載) 希望の場合は全額著者負担とする。

## 14. 原稿の返却 原則として返却しない

## 15. 推薦状 (別紙)

令和 年 月 日

広島医学編集委員会  
委員長 殿

\* 推薦者

1) 所属

氏名

㊟

2) 所属

氏名

㊟

### 推 薦 状

下記の医学論文は非会員の執筆によるものですが、広島医学の投稿規定に基づき、目的に沿った内容と考えると、投稿を推薦しますので、ご審議をよろしくお願い申し上げます。

### 記

論文名

執筆者

所 属

役職名

連絡先・連絡方法

E-mail

\* 推薦者は、広島医学会会員（広島県医師会員）であること。  
論文筆頭者が会員でない者の場合、掲載料が全額自己負担（刷り上り1頁あたり15,000円+税）となります。

## 「広島医学」論文等掲載料について（お知らせ）

広島医学会が発行する学術雑誌「広島医学」は、昭和23年創刊以来、若い医師会員の医学研究成果を発表する登竜門でもあり、実地医家のために医学医術の新しい知見を修得する場として、毎月1回発行しております。

論文等の掲載料については投稿規定に謳ってありますが、編集委員会の議を経て次のような内規を定めております。

ご覧下さり、広島医学へ積極的に論文等を投稿くださるようお願いし、学術雑誌としてより評価の高いものを目指したいと存じます。

会員各位のご理解とご協力をお願い致します。

広島医学編集委員会  
委員長 田 中 信 治  
委員一同

## 広島医学論文等掲載料に関する内規

平成29年 3月

広島医学投稿規定「13. 掲載料」「11. 別冊」等に基づき、原稿の種類別に掲載料および印刷代等を下記のとおり定める。

- ① 掲載料無料とする刷上頁数の上限は次のとおりとし、これを超える部分（オーバー頁1頁当たり15,000円+税）は著者の負担とする。

図説 2頁  
原著・綜説・地域医療 5頁  
症例報告 4頁  
学会だより 3頁

その他（活動報告）の原稿の掲載料は、全頁自己負担（単価15,000円×ページ数+税）とする。

上記以外のその他の原稿の刷上無料頁数は、編集委員会にて定める。

- ② 依頼原稿は、全て無料とする。

- ③ 別冊印刷代

30部までは無料、これを超える1部当たり20円+税を徴求する。  
（一覧表別掲）

- ④ 学会だよりは、開催日から1年以内に掲載することとする。ただし、1年を経過して投稿されたものの掲載料は、全頁（単価15,000円×ページ数+税）を徴求する。

別冊印刷代一覧表（税別）

印刷冊数	請求額
30冊	0
50冊	400
100冊	1,120
150冊	1,920
200冊	2,720
250冊	3,520
300冊	4,320
350冊	5,120
400冊	5,920
450冊	6,720
500冊	7,520
550冊	8,320
600冊	9,120

※100冊を超える場合には2割引とする。

この内規は、経済情勢その他を勘案して、随時変更されることがあり、永続して適用されるものではない。

広島医学編集委員会

# 広島医学会規則

(平成29年3月12日 一部改正)

## 第1章 組織等

(学会の役員)

第1条 学会に次の役員を置く。

- 1 会 頭 1名
- 2 専任理事 2名
- 3 理 事 若干名
- 4 評 議 員 若干名

(会頭及び他の役員の選任)

第2条 会頭は、県医師会会長が兼任し、その他の役員は会頭がこれを委嘱する。

(学会の役員の職務)

第3条 会頭は、学会を代表し、学会の会務を総理する。

- 2 専任理事は会頭を補佐して本会の運営に任ずる。会頭に事故あるときは専任理事がその職務を代理する。
- 3 理事は、会頭、専任理事と共に学会理事会（以下理事会という）を組織し学会の会務を処理する。
- 4 評議員は評議員会を組織し会務を議する。

(学会の役員等の任期)

第4条 学会の役員については、定款第33条の規程を準用する。

(理事会等への出席発言)

第5条 専任理事は広島県医師会の理事会及び代議員会に出席して、意見を述べることができる。

(構 成 員)

第6条 本会は次の会員を以て組織する。

- 会 員 広島県医師会会員  
本会の事業に対する功勞により会頭の推薦せるもの。
- 準会員 医学特志研究者にして会頭の承認を得て入会したものの。

(名誉会員)

第7条 本会に特別の功勞のあった者、医学医術の向上に貢献した者など特別に会員として処遇することが適当と認められる人があるとき、会頭は学会総会の賛成を経て名誉会員とすることができる。

(顧 問)

第8条 本会に顧問をおくことができる。顧問は会頭がこれを委嘱し、その任期は会頭の任期による。

## 第2章 広島医学会総会

(学会総会)

第9条 広島医学会総会（以下「医学会総会」という。）は、年に1回開催する。

(会長、準備委員長)

第10条 医学会総会の運営は会長がこれに当たる。会長は総会の推薦に基づいて市郡地区医師会長のうちから会頭がこれを委嘱する。

2 会頭は医学会総会のために会長の推薦に基づいて、準備委員長1名及び準備委員を委嘱する。

(顕 彰)

第11条 会頭は会員の医学医術の振興に寄与した者に対してその業績を顕彰することができる。顕彰に関する規則は別に定める。

## 第3章 広島医学編集委員会

(編集委員)

第12条 「広島医学編集委員会」（以下委員会という）に委員長1人、委員若干名を置く。委員は理事会の議を経て会頭がこれを委嘱し、委員長は委員の互選による。

(誌上発表)

第13条 会員は「広島医学」誌上にその研究の成果を発表することができる。

(投稿規定)

第14条 投稿に関する規定は、理事会の議を経て会頭がこれを定める。

## 補 則

第15条 医学会に関する事業計画、予算決算等についての審議は、広島県医師会の理事会においてこれを行う。

第16条 本規則に定めのない事項については理事会の議を経て会頭がこれを定める。

第17条 本規則の改廃は、代議員会の決議を経て行う。

## 附 則

(施行期日)

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

(施行期日)

この規則は、平成26年6月8日より施行する。

## 広島医学会賞に関する規約

(令和2年12月4日 一部改正)

第1条 本賞は医学医術の振興に寄与した会員の業績を顕彰することを目的とする。

第2条 本賞受賞者は広島医学会会員であることを要する（準会員を除く）。

第3条 本賞受賞者は次の選考方法によって決定する。

- 2 受賞者は選考委員会においてこれを決定する。
- 3 選考委員は会頭の委嘱したものをもって組織する。
- 4 受賞者はあらかじめ定められた期間の広島医学に原著論文として発表せられた業績の中から選考し、これを決定する。
- 5 会員は前第4項の規定により表彰に値する原著論文を会頭に申し出ることができる。

第4条 第3条によって決定された受賞者には賞状並びに賞金を贈って、会頭がこれを表彰する。

第5条 会頭は、受賞者に対して広島医学会総会の席上において受賞講演を要請することができる。

## 楨殿賞に関する規約

(令和2年12月4日 一部改正)

第1条 本賞は臨床医家の研究業績を顕彰し、以てその研究意欲を鼓舞し医道昂揚に資することを目的とする。

第2条 本賞は楨殿順氏から供与された200万円の基金を以てこれに充てる。

第3条 本賞受賞者は広島県医師会会員にあって開業医家（診療所）を優先する。

第4条 本賞受賞の対象とする業績は研究機関においてなされたものを除く。

第5条 本賞の受賞を推薦しようとするものは予め定められた日までに広島医学会会頭に申告するものとする。

第6条 申告には次の書類が必要である。広島医学に既に発表された該当論文の別冊もしくは概要。

第7条 広島医学会会頭は広島医学会賞選考委員会にはかって受賞者を決定する。

第8条 受賞候補者が数名あってその業績、人格に順位を押し難い場合は2名以上を受賞者とするすることができる。

第9条 顕彰に値する候補者がいないと認めた場合は次年度に繰り越すものとする。

第10条 受賞者は当該年広島医学会総会の席上で会頭が賞状を授与し、賞金を贈ってこれを顕彰するものとする。

第11条 会頭は、受賞者に対して広島医学会総会の席上において受賞講演を要請することができる。

## 論文奨励賞に関する規約

第1条 本賞は初期臨床研修医の医学・医術の向上を目的として、医学研究成果を発表し業績を顕彰することを目的とする。

第2条 本賞受賞者は初期臨床研修医であることを要する。

第3条 本賞受賞者は次の選考方法によって決定する。

- 2 受賞者は選考委員会においてこれを決定する。
- 3 選考委員は会頭の委嘱したものをもって組織する。
- 4 受賞者はあらかじめ定められた期間の広島医学に発表せられた業績の中から選考し、これを決定する。
- 5 初期臨床研修医は前第4項の規定により表彰に値する論文を会頭に申し出ることができる。

第4条 第3条によって決定された受賞者には賞状並びに賞金を贈って、会頭がこれを表彰する。

第5条 会頭は、受賞者に対して広島医学会総会の席上において受賞講演を要請することができる。

(施行期日)

この規約は、平成26年6月8日より施行する。